

(様式第1号)

## 指摘事項に係る措置状況報告書

子ども部 保育課

監査期間 令和2年 8月31日から  
令和2年11月30日まで

指摘事項	措置状況
(1)民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金	
ア 正規職員及び臨時職員の給与等及び社会保険料等事業主負担額並びに嘱託医手当について、数値に記載誤りがあった他、市の基準の適用を誤り、補助対象経緯として認められる金額を超過して実績報告しているものがあった。	数値の記載誤りや市基準の適用誤りによる実績の過大報告に係る法人側の主な要因としては、理事長一人で補助金書類作成を行いその内容確認も作成者本人のみで行っていたこと、管理用電子データを基に数値を記載する際、本データと情報が更新されていない予備データとの取り違いや転記ミスがあったこと、計算用電子データに設定した計算式が間違っていたこと、コロナ禍で確認作業時間の十分な確保が困難であったこと、等が認められた。
補助金額は市の基準により算定した人件費等が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取るとともに、保育園への適正な実績報告の指導や補助金額算出の確認に努められたい。	市側の主な要因としては、コロナ禍で確認作業時間の十分な確保が困難であったことである。法人に対し、事務員の雇用・活用等により担当者の事務負担を軽減すること、データ管理の簡素化を図ること、確認作業の複数人での実施を徹底すること、等を指導した。また、過支給分の返還額（平坂保育園3,881,893円、福地北部保育園173,759円）を3月末までに返還するよう法人に通知した。
	また、先回の財政援助団体等監査が実施された平成28年度分以降として、平成29、30年度分について保育課にて確認したところ、平坂保育園の平成29年度分について6,000円の返還金が認められたため、併せて返還するよう当該法人へ通知した。
	市側においては、確認体制の十分な確保、申請誤り予防に資する実績報告書の様式変更等を実施し、補助金の適正な支給に努める。
イ パート職員に係る給与支払いについて、適切な支払いを行うよう指導されたい。	適切な支払いを行うよう指導した。

指摘事項	措置状況
(3) ICT化推進事業費補助金	
ア 補助額について、交付要綱で規定した1,000円未満の切り捨てが行われていないものがあった。	過支給分の補助金について、3月末までに返還するよう通知した。
補助金額は市の要綱に基づく額が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取られたい。	
(4) 保育対策等総合支援事業補助金	
ア 補助額について、交付要綱で規定した1,000円未満の切り捨てが行われていないものがあった。	過支給分の補助金について、3月末までに返還するよう通知した。
補助金額は市の要綱に基づく額が上限となるため、過支給分の補助金については返還等の措置を取られたい。	
イ 交付要綱に定める補助金実績報告書が提出されていないものがあった。	速やかに提出するよう指導した。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「財政援助団体等監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。